

議案第19号

かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例

かすみがうら市下水道条例（平成17年かすみがうら市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第6条中「工事は」の次に「、次の各号に掲げる工事を除き」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の2号を加える。

- (1) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事
- (2) 市長が特別な理由があると認め、かつ、指定工事店と同等以上の能力を有すると認めた者が行う工事

第10条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。